

嘉庫 嘉悦大学学術リポジトリ Kaetsu

University Academic Repository

Closing Account of Mitsui's Retailing Group and Banking Group in 1730

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-11-27 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 飯野, 幸江 メールアドレス: 所属:
URL	https://kaetsu.repo.nii.ac.jp/records/908

研究論文

享保期における三井家の本店一卷と両替店一卷の 決算帳簿

Closing Account of Mitsui's Retailing Group and Banking Group in 1730

飯野 幸江
Yukie IINO

<要約>

近世日本を代表する商家の一つである三井家は、呉服業と両替業を基幹事業として発展した。三井家では呉服業を営む営業店を本店一卷、両替業を営む営業店を両替店一卷としてグループ化し、その頂点に統轄機関として大元方を位置づけることで営業店管理を行った。本店一卷と両替店一卷は、それぞれ決算帳簿を作成した。これらの決算帳簿は事業グループとしての利益を明らかにしており、三井家の基幹事業の経営状態を知る上で重要な史料である。しかしながら、両グループの決算帳簿における計算方法や明らかにしている内容は全く同じというわけではない。

本稿では、享保期における本店一卷と両替店一卷の決算帳簿の内容や計算構造を明らかにした上で、両者の相違点を明らかにした。そして、それらの相違点の原因について可能な限り探った。その結果、両者の相違点として、当期純利益の計算方法および計算要素が異なること、投下資本利益率に用いられる利益が異なることなどが明らかになった。これらの相違点は、両グループの決算帳簿における損益計算の違いに起因するもので、それは両グループに所属する各営業店の決算帳簿における決算方法の違いに起因するものである。さらに各営業店の決算帳簿における決算方法の違いは、両グループの事業の違いに起因するものであり、それが両グループの決算帳簿の違いとして反映されているといえる。

<キーワード>

本店一卷、両替店一卷、大元方、決算帳簿、大録、目録寄、元建、功納

1 はじめに

三井家は近世日本を代表する商家の一つであり、延宝元（1673）年に創業して以来、呉服

業と両替業を基幹事業として発展した。三井家の創業は、三井家の家祖とされる三井高利が延宝元（1673）年に京都と江戸に呉服店を開いたことから始まる。その後、天和 3（1683）年に江戸、貞享 3（1686）年に京都に両替店を開き、呉服業と両替業を有機的に結びつけることで、これらを基幹事業としたのである。三井家では天和・貞享年間（1680年代）にかけて営業店を増やしていくとともに、三井家の事業を統轄するための機関として、宝永 7（1710）年に大元方という組織を設立した。そして、呉服業関係の営業店を本店一卷、両替業関係の営業店を両替店一卷としてグループ化し、その頂点に大元方を位置づけることによって営業店管理を行った。

三井家では 7 月と 12 月に決算が行われ、決算帳簿が作成された。三井家の決算制度は 3 段階に分かれて行われていた（三井文庫、1973、pp.810-811）。

第 1 段階 各営業店は毎期末にその所属する一卷の本店である京都店に決算帳簿を提出する。

第 2 段階 本店と両替店の京都店は自店を含む一卷の決算を行い、それを大元方へ提出する。

第 3 段階 大元方は両一卷の決算と自己の収支を含めて総決算を行う。

第 1 段階では各営業店で決算が行われ、そこで作成された決算帳簿は『勘定目録』と呼ばれた。第 2 段階では、本店一卷、両替店一卷の決算が行われ、そこで作成された決算帳簿は『大録』と呼ばれた。そして、第 3 段階では大元方とすべての営業店を含む、三井家としての総決算が行われ、そこで作成された決算帳簿は『大元方勘定目録』と呼ばれた。

これらの決算帳簿のうち、第 2 段階で作成される本店一卷と両替店一卷の『大録』は、三井家の基幹事業の経営状態を知る上で重要な史料である。本店一卷の『大録』に関する先行研究には、三井文庫（1980）、賀川（1985）、西川（1993）、原田（2003、2004、2005）がある。両替店一卷の『大録』に関する先行研究には、三井文庫（1980）、賀川（1985）、西川（1993）、飯野（2016）がある。これらの先行研究によって、『大録』の内容、計算構造、各営業店の『勘定目録』と『大録』との関係などが明らかにされている。『大録』は両一卷の決算帳簿であり、一卷（グループ）としての利益を明らかにしているものの、その計算方法や明らかにしている内容は両一卷で全く同じというわけではない。

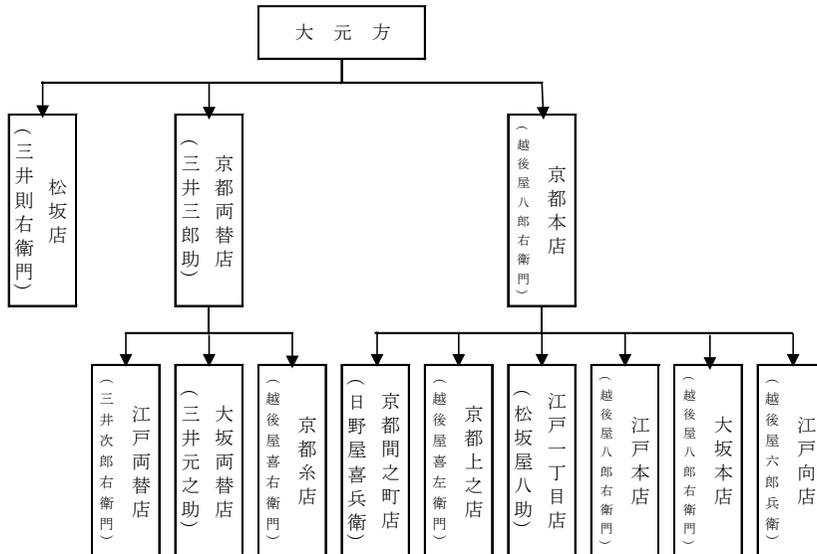
本稿では、享保期における本店一卷と両替店一卷の『大録』の内容や計算構造を明らかにし、両者の『大録』の相違点を明らかにすることを目的とする。そして、それらの相違点の原因についても可能な限り探っていくことを試みる。なお、享保期の『大録』を考察対象とするのは、本店一卷と両替店一卷が成立したのが享保期に入ってからで、『大録』が作成されるようになったのも享保期以降だからである。

2 享保期における営業店組織と管理

2.1 享保期における営業店組織

三井家の創業は、延宝元（1673）年に京都と江戸に呉服店を開いたことに始まる。京都店は仕入店、江戸店は販売店という性格をもっており（三井文庫、1980、p.23）、京都で仕入れた呉服を、武士や数多くの職人や商人が集う消費都市である江戸に送り販売したのである。三井家は天和3（1683）年に江戸、貞享3（1686）年に京都に両替店を開き、両替業にも進出した。そして、元禄4（1691）年には大坂に呉服店と両替店を開き、京都・江戸・大坂の3都に呉服店と両替店を構えるに至り、三井家の基幹事業である呉服業と両替業の基盤が完成したのである。三井家ではその後も営業店を増やし、享保7（1722）年11月1日付で三井高利の長男高平が作成した『宗竺遺書』（三井家同族会旧蔵書類）によれば、その時点で15の営業店があったことが確認できる。

三井家の営業店は、元禄期から宝永期にかけてグループ化への構想が進められていた。その構想とは、「本店・両替店・綿店の三つを元店として、ほかの店はこれらの元店の支配下に入れる」（三井文庫、1980、p.94）というものであった。すなわち、呉服を扱う本店、両替業を営む両替店、木綿などの太物を扱っていた綿店の3つに営業店をグループ化しようとしたのである。結果的にはこのとおりにならなかったのであるが、享保14（1729）年には呉服業を営む営業店でグループ化した本店一卷、両替業を営む営業店でグループ化した両替店一卷が成立し、図1のような営業店組織が完成した。



（出所）西川（1993）p.111を一部修正。

図1 享保14（1729）年における三井家の営業店組織

本店一卷は、京都本店をグループの本店とし、江戸本店、大坂本店、京都上之店、江戸一丁目店、江戸向店、および京都間之町店の7店で構成された。このうち呉服物を取り扱う京都本店、江戸本店、大坂本店、京都上之店、および江戸一丁目店の5店は、宝永2(1705)年に統合された(三井文庫、1980、p.80)。京都間之町店は享保12(1727)年に三井家が家原家日野屋から引き受けた糸絹問屋であり、本店一卷のグループ店となったものの、店は大元方の直属とされた(三井文庫、1980、pp.202-203)¹⁾。江戸向店は、もとは江戸綿店といい、貞享4(1687)年に開店し、関東絹や木綿類の仕入・販売を行っていた(三井文庫、1973、p.766)。『宗竺遺書』では江戸綿店、京都綿店、大坂綿店、および伊勢綿店の4店が「巻ケ所」とされており、綿店グループがあったことが確認できる。しかし、享保10(1725)年以降、綿店の営業は悪化し、これらを本店一卷へ組み入れる動きが出てきた。そして、享保14(1729)年正月をもって綿店グループは解消し、本店一卷に吸収されることになり(三井文庫、1980、pp.183-184)、これをもって本店一卷が完成したとされる。その際、江戸綿店は江戸向店と改称して存続したが、京都綿店は京都本店に、大坂綿店は大坂本店に吸収された(三井文庫、1973、p.766)。伊勢綿店は松坂店と改称して、本店一卷と両替店一卷のどちらのグループにも属さない大元方直属の営業店となった²⁾。江戸綿店の改称と綿店グループの本店一卷への吸収については、『向店酉春新建』(三井文庫所蔵史料、本969)の序文「享保十四年酉年ヨリ綿店一卷本店一致申附、依之名前并店称号向店と相改、勘定目録本店江為相結、向後大元方江為指出候、尤綿店是迄之曰ク旧冬書付を以申渡趣也、然は自今ハ両店商筋差略等之儀者不及申、人数之配り其外内外申合一致之妙ニ而双方勝手宜、就中向店懸り物減候仕形専一ニ可存候」(三井文庫、1973、p.272)から確認できる。

両替店一卷は、京都両替店をグループの本店とし、江戸両替店、大坂両替店、および京都糸店の4店で構成された。このうち京都両替店、江戸両替店、および大坂両替店の3店は、享保4(1719)年に統合され、両替店一卷が成立した。この年の新建申し渡しにあたり、『両替店新建帳』2冊目(三井文庫所蔵史料、続1700-2)の冒頭には、「両替店京・江戸・大坂三ヶ所一致勘定ニ申付、則元建も改り候儀は、商之筋安泰ニ致度存候より今度相改り候、然上ハ三ヶ所之名代并支配人・組頭は不及申、惣手代共不立我意ヲ、互ニ申合相励可申事」(三井文庫、1973、p.269)という一文があり、京都・江戸・大坂の3両替店が統合したことが確認できる。京都糸店は、元禄9(1696)年に流質で入手した糸絹問屋であり、その翌年から三井家の営業店の一つとして営業を始めた(三井文庫、1973、p.767)。享保10(1725)年はじめに経営が悪化し、多額の不良資産が表面化したことで、享保14(1729)年にこれまでの大元方直属から両替店一卷に組み入れられることになった(三井文庫、1980、p.203)。

三井家の営業店を統轄する大元方は、宝永7(1710)年に設立された。大元方設立当初においては両替店の統合は進んでおらず、綿店も独自にグループ化されていたが、その後の整理・統合によって享保14(1729)年には図1のように組織化されることになった。大元方は三井家の全営業店の頂点に位置づけられ、これによって営業店を一元的に管理する体制が整

えられたのである。

2.2 享保期における営業店管理

三井家では創業後、多くの諸規定を制定して営業店を管理してきた。その中でも大元方による営業店経営の財務的管理に関する文書として『規矩禄』と『建書』がある。ここではこれらの文書に基づいて、大元方が営業店を財務面でどのように管理していたのかを述べていく。

『規矩禄』は、大元方設立直前の宝永6(1709)年12月に、各営業店に対し、元建高、功納高、および余慶銀の処理の規定を申し渡した文書である。『規矩禄』は7冊作成されたときとされているが、現存するのは『両替店規矩禄』(三井文庫所蔵史料、新9)、『綿店規矩禄』(三井文庫所蔵史料、本1086)、および『御用所規矩禄』(三井文庫所蔵史料、本1085)の3冊である。残りの4冊は、本店、京都糸店、京都上之店、および京都中立売店³⁾宛のものと推察されている(三井文庫、1973、p.788)。

『規矩禄』の冒頭には「宝永六年丑極月改申渡建之定」(三井文庫、1973、p.259)とあり、各営業店へ渡される元建高が定められている。元建とは、大元方が各営業店に渡す経営資金であり、各営業店から見ると資本金となる。元建高の記載に続いて、これに対する「商徳功納」が定められ、「二季ニ大元方へ相渡可申候」(三井文庫、1973、p.259)とされている。「商徳功納」は元建高に対して必ず納めなければならないものと定められ、「万一商徳定高難納訳在之候ハ、寄会江出評儀を請大元方ヨリ正金銀ニ而借り請申とも、先一往者不及違乱急度相納可申事」(三井文庫、1973、p.260)とし、万が一、商徳功納が納められない場合は、大元方から借りてでも納めるように定めている。ちなみに『規矩禄』によれば、京都両替店の元建高は1,000貫、商徳功納は各期100貫、綿店の元建高は700貫、商徳功納は各期100貫となっている。

『建書』は営業店の元建高を定めた文書であり、両替店、江戸向店、京都糸店、および松坂店の『建書』が現存する。本店の『建書』は現存していないという(三井文庫、1973、p.788)。

両替店の『両替店新建帳』(三井文庫所蔵史料、続1700-1~3)は、享保元(1716)年7月に両替店における元建制を廃止し、大元方からの貸出制に変更することに伴って作成された。その後、両替店では享保4(1719)年と享保7(1722)年のそれぞれ正月に、新建の申し渡しが行なわれた。享保4(1719)年の新建の申し渡しは、両替店一巻が成立したことに伴うもので、元建制が復活し改めて新建の申し渡しが行なわれた。享保7(1722)年には金5,000両と銀1,800貫が新建として申し渡され、それらは大元方から京都両替店に渡され、江戸両替店と大坂両替店の元建高は京都両替店から分け与えることとされた。なお、大元方への功納高は元建高の11%である金550両と銀198貫であり、年に2回にわたって納めることが定められた。

江戸向店の『向店酉春新建』(三井文庫所蔵史料、本969)は、享保14(1729)年正月に江戸綿店を江戸向店と改め、本店一巻に吸収されたことに伴い作成されたものである(三井文

庫、1973、p.789)。これにより江戸向店の元建高は10,000両と定められ、それに対する功納は、冬季（下期）が1,100両、春季（上期）が900両と定められた。なお、元建高は大元方から支給されるが、功納は京都本店へ『勘定目録』とともに渡すこととされた。

京都糸店の『糸店建之覚』（三井文庫所蔵史料、続1480）は、京都糸店が大元方直属から両替店所属に変更されることに伴い、享保14（1729）年12月に作成されたものである（三井文庫、1973、p.790）。このとき元建高が100貫、それに対する功納は12貫と定められ、「但半季ニ六貫目宛両替店へ相納可申事」（三井文庫、1973、p.279）というように、京都両替店に納められることになった。元建高も所属先の変更によって大元方からの支給ではなくなった⁴⁾。

松坂店の『松坂店建書扣』（三井文庫所蔵史料、続1134）は、享保14（1729）年に伊勢綿店が松坂店と改称し、大元方直属になったことに伴って作成された。松坂店はもともと松坂木綿の仕入の関係で江戸綿店の支配を受けており（三井文庫、1973、p.790）、その後も江戸向店の買宿としての役割を果たしていた。つまり、江戸向店が松坂店から仕入れるときは、江戸向店が近年の売上高と在庫高とを計算し、松坂店に仕入数量を通告して注文するとともに、その仕入資金を送るという形をとっていた（三井文庫、1980、p.416）。そのため松坂店が大元方直属になるにあたって、「両店買方仕入金高凡千両ほど松坂店へ差入不申候而 hands 廻シ成不申由ニ付、此度相改、目録之上他所預り金之内店持金旁を以凡千両計相残させ候事」（三井文庫、1973、pp.284-285）と定めた。両店とは江戸向店と江戸一丁目店である。

ところで、経営組織上、京都間之町店は本店一卷に所属しているが、享保14（1729）年時点では、元建は大元方から支給されており、それに対する功納も大元方に納められていたことが『大元方勘定目録』よりわかる。『享保十五年戌七月ヨリ極月迄大元方勘定目録』（三井文庫所蔵史料、続2889）によれば、大元方が元建を支給した営業店として資産計上されているのは、京都本店（375貫）、京都両替店（2,000貫）、江戸向店（5,000両）、および京都間之町店（100貫）の4店である。同様に大元方へ功納を納めた営業店として収益計上されているのも、京都本店（56貫250匁）、京都両替店（100貫）、江戸向店（500両）、および京都間之町店（5貫）の4店であった。このように本店一卷と両替店一卷の成立によって、大元方を頂点とする営業店組織は整えられたものの、享保期においては会計上の組織と必ずしも一致するものではなかった。

3 本店一卷の決算帳簿

3.1 本店一卷の決算帳簿の概要

本店一卷の決算帳簿は『大録』『大勘定目録』などと呼ばれるが、享保10（1725）年以降は『大録』の名称で統一されている。本店一卷の『大録』は、享保4（1719）年上期のものから明治4（1871）年上期までのものが、ほぼ欠けることなく現存している。さらに『大録』の写しである『大録控』を合わせれば、この期間を網羅できる。

本店一巻の『大録』は年に2回、7月14日と12月31日を決算日として作成された。宝永7(1710)年から作成された大元方の決算帳簿である『大元方勘定目録』の決算日も7月14日と12月31日の年2回なので、『大録』の決算日もこれに合わせたと考えられる。

『大録』は本店一巻の財産計算部分と損益計算部分から構成されており、それぞれにおいて当期純利益に相当する「余慶銀」が計算されている。末尾には作成者、提出先(宛名)、および監査人が記載され、これに対する「立会相改」が行われている。

次節においては『享保十五庚戌歳七月ヨリ極月迄大録』(三井文庫所蔵史料、続 3157-1)を対象に、その内容を検討していく。享保15(1730)年下期の『大録』を検討対象とするのは、本店一巻と両替店一巻による営業店のグループ化がほぼ完成した直後に作成されたものであるからだ。

3.2 本店一卷の決算帳簿の内容

3.2.1 財産計算部分

『大録』の前半部分は、本店一卷の財産計算部分となっており、この部分を整理したのが表1である。

表1 本店一卷『大録』：財産計算部分（享保15年下期）

江戸本店目録		
札高 惣代物有高并有金銀共	1,925 貫 160 匁 3 分	
内 頭 1 割 3 歩半引	<u>259 貫 896 匁 7 分</u>	
残テ正味		1,665 貫 263 匁 6 分
江戸一町目店目録		
正味 惣代物有高并有金銀共		518 貫 952 匁 7 分
大坂本店目録		
札高 惣代物有高	583 貫 759 匁 4 分	
札高 売掛之残り	<u>29 貫 716 匁 3 分</u>	
ノ	613 貫 475 匁 7 分	
内 頭 1 割 3 歩引	<u>79 貫 751 匁 8 分</u>	
残テ正味		533 貫 723 匁 9 分
正味代物有高	67 貫 917 匁 3 分	
諸方時貸シ并有金銀共	<u>196 貫 138 匁 1 分</u>	
ノ	264 貫 055 匁 4 分	
内 諸方預り引	<u>66 貫 109 匁 7 分</u>	
残テ正味	<u>197 貫 945 匁 7 分</u>	
右二口正味高		731 貫 669 匁 6 分
上之店目録		
惣代物有高并時貸 正有金銀共		154 貫 736 匁 8 分 8 厘
江戸向店目録		
惣代物有高并時貸 正有金銀共		10,000 両
		66 貫 404 匁 2 分
京本店目録		
正味代物有高	1,734 貫 297 匁 3 分 5 厘	
金銀勘定差引ノ	1,303 貫 744 匁 6 分 2 厘	
買帳諸通帳延内貸過上貸	261 貫 024 匁 5 分	
三口ノ		<u>3,299 貫 066 匁 4 分 7 厘</u>
惣正味高		10,000 両
		6,436 貫 093 匁 4 分 5 厘
内 本店定建	375 貫	
店持奥退銀	300 貫	
向店定建	5,000 両	
大元方年賦かり	3,294 貫 926 匁 7 分 3 厘	
向店分大元方ヨリかり	5,000 両	
	64 貫 071 匁 7 分 8 厘	
申年ヨリ戊七月迄二ヶ年半店持余慶銀也	<u>1,843 貫 187 匁 7 分 4 厘</u>	
ノ		10,000 両
		<u>5,877 貫 186 匁 2 分 5 厘</u>
引残テ 戊七月ヨリ極月迄功納并臨時納之外余慶銀也		<u>558 貫 907 匁 2 分</u>

*1 両は 59 匁で換算されている。

(出所)『享保十五庚戌歳七月ヨリ極月迄大録』(三井文庫所蔵史料、続3157-1)から作成。

財産計算部分では、京都間之町店を除く本店一卷を構成する6つの営業店（江戸本店、江戸一丁目店、大坂本店、京都上之店、江戸向店、および京都本店）の目録が記載され、そこで各営業店の期末正味資産が計上される。ただし、その表示形式は各店によって異なる。

江戸一丁目店、京都上之店、および江戸向店の3店は、「惣代物有高」（期末商品有高）を正味高で記載し、「時貸」「有金銀」とともに、それがそのまま各営業店の正味資産（江戸一丁目店は518貫952匁7分、京都上之店は154貫736匁8分8厘、江戸向店は10,000両と66貫404匁2分）として表示されている。江戸本店においては、「惣代物有高」を札高の1,925貫160匁3分で計上し、そこから1割3歩半の内部利益259貫896匁7分を控除して正味資産1,665貫263匁6分を表示している。同様に大坂本店においても、「惣代物有高」と「売掛之残り」をそれぞれ札高の583貫759匁4分と29貫716匁3分で計上し、そこから1割3歩の内部利益79貫751匁8分を控除して正味高533貫723匁9分を表示する形式をとっている。これに加えて、大坂本店の目録では「正味代物有高」67貫917匁3分と「諸方時貸シ并有金銀共」196貫138匁1分の合計から「諸方預り」66貫109匁7分を控除して正味高197貫945匁7分を算出し、これと内部利益控除後の期末商品正味有高533貫723匁9分を合計して、正味資産731貫669匁6分を計上している。京都本店においては、「正味代物有高」1,734貫297匁3分5厘、「金銀勘定差引⁵⁾」（金銀残高）1,303貫744匁6分2厘、「買帳諸通帳延内貸過上貸⁵⁾」（債権残高）261貫024匁5分の3項目を合計して、正味資産3,299貫066匁4分7厘を計上している。6つの営業店の期末正味資産を合計したのが「惣正味高」10,000両と6,436貫093匁4分5厘で、これが本店一卷の期末正味資産となる。

次に、期末正味資産から「本店定建」375貫、「店持奥退銀」300貫、「向店定建」5,000両、「大元方年賦かり」3,294貫926匁7分3厘、「向店分大元方ヨリかり」5,000両と64貫071匁7分8厘、「申年ヨリ戊七月迄二ケ年半店持余慶銀也」1,843貫187匁7分4厘の6項目の合計10,000両と5,877貫186匁2分5厘が控除されて、「戊七月ヨリ極月迄功納并臨時納之外余慶銀也」558貫907匁2分が算出され、これが本店一卷の当期純利益となる。

「本店定建」は、大元方から京都本店への出資された元建である。「店持奥退銀」は本店一卷での定額積立金である。「向店定建」は大元方から江戸向店への出資された元建である。「大元方年賦かり」と「向店分大元方ヨリかり」は、いずれも大元方からの借入高である。江戸向店は経営組織上、本店一卷に所属してはいるものの、経営資金は京都本店ではなく大元方から支給されていたことが『大録』からもわかる。「申年ヨリ戊七月迄二ケ年半店持余慶銀也」は、享保13（1728）年上期から享保15（1730）年上期までの5期分の「余慶銀」、すなわち留保利益である。このように期末正味資産から控除される6項目は、本店一卷の期末負債（「大元方年賦かり」「向店分大元方ヨリかり」と期首資本（「本店定建」「店持奥退銀」「向店定建」「申年ヨリ戊七月迄二ケ年半店持余慶銀也」）である。したがって、当期純利益である「戊七月ヨリ極月迄功納并臨時納之外余慶銀也」は、期末正味資産から期末負債と期首資本を控除して計算されていることから、財産法によって計算されていることがわかる。

3.2.2 損益計算部分

『大録』の後半部分は本店一卷の損益計算部分となっており、これは「利之仕分」と「右之内出シ切」からなる。「利之仕分」は収益項目、「右之内出シ切」は費用項目から構成されている。これらの部分を整理したのが表2である。

表2 本店一卷『大録』：損益計算部分（享保15年下期）

右之内出シ切		利之仕分	
本店戌之秋分功納	56貫250匁	江戸一町目店	36貫466匁3分
向店戌之秋分功納	500両	上之店	9貫354匁8分8厘
京台所雑用手代子共小遣共	30貫790匁1分6厘	江戸向店	38貫194匁3分
御屋敷方諸方付届	9両	大坂向店	1貫229匁6分5厘
	598匁5分5厘	京本店金銀利足差引ノ徳	92貫945匁8分6厘
神社仏閣祈禱奉加	3両3歩	江戸本店 京本店 大坂本店	623貫450匁9分
	527匁2分	右三ヶ所惣商徳高	
店用事ニ付旅行路金其外	42両1歩		
	760匁5分5厘		
御合力扶持方	5両		
	659匁4分		
手代中途暇之者出て御合力	80両		
	2貫580匁		
京本店支配人組頭役料	3貫790匁		
店々宿持役料	15両		
	6貫185匁		
江戸本店普請退銀	3貫750匁		
京本店普請料	825匁4分4厘		
上之店火事渡家内御褒美	330匁1分		
瀧津横御上京之節付届入用	5両		
	683匁7分9厘		
江戸本店利損指引きノ損	2貫105匁7分		
大坂本店目録利損差引ノ損	28貫475匁1分		
江戸本店札引為登	12貫058匁7分		
	660両	惣商徳高	801貫641匁8分9厘
	(代銀38貫940匁)	頭1割2歩33余ニ廻ル 5ヶ月半	
	150貫369匁6分9厘	1ヶ月2歩24余ニ廻ル	
残テ	612貫332匁2分		
	801貫641匁8分9厘		801貫641匁8分9厘
戌之秋本店臨時納	49貫	残テ	612貫332匁2分
戌秋向店臨時納	75両	頭9歩42ニ廻ル 5ヶ月半	
	(代銀4貫425匁)	1ヶ月1歩712ニ廻ル	
戌ノ七月ヨリ極月迄功納臨時納之外			
余慶銀也	558貫907匁2分		
	612貫332匁2分		612貫332匁2分

*1両は59匁で換算されている。

(出所)『享保十五庚戌歳七月ヨリ極月迄大録』(三井文庫所蔵史料、続3157-1)から作成。

「利之仕分」に計上されているのは、「惣商徳高」801貫641匁8分9厘である。「惣商徳高」は、営業活動によって得られた総利益であり、その内訳が営業店別に記載されている。各営業店の名前が記載されているのが、各営業店の当期純利益または売上総利益である。江戸一丁目店、京都上之店、江戸向店、大坂向店は個別に当期純利益が計上されている。京都本店、江戸本店、および大坂本店は「三ヶ所惣商徳高」として、3店まとめて売上総利益が計上されている⁹⁾。「京本店金銀利足差引^レ徳」は、京都本店の金融活動によって生じる支払利息と受取利息の差額で、金融活動による利益である。

このように本店一卷を構成する営業店の商品売買益の計上のされ方が異なることに関して、原田(2005)は、「江戸本店や大坂本店が商品売上によって実現する売買収益は京本店の商品売買損益計算を行うための『部分』を構成するものに過ぎない」(p.77)と述べ、「これは江戸本店および大坂本店が商品仕入の大半を、京本店に依存しているためであろう。京本店からの仕入依存度が高いということは、当然その店舗での売上は、京本店の営業成績に反映されるはずであるし、京本店の売上収益とその店舗の売上収益は分離し難いものとして、仕入・販売を一連の活動とみなし、合算計算を行うことは合理的といえる」(p.77)と述べている。そして、「京本店による売上総利益計算は明らかではないが、京本店と江戸本店、大坂本店との間の本支店間の商品売買額を除いたそれぞれの期首商品有高、当期商品有高、および期末商品有高を合算の後、加減すれば、ほぼこの数値に近い算定結果を得ることができる」(pp.49-50)と述べている。すなわち、三井家では京都本店で仕入れた商品を江戸や大坂に卸して販売しているため、京都本店で仕入れた商品の販売収益が実現するのは江戸本店や大坂本店において販売がなされた時なのである。そのため「仕入から始まり売上収益獲得によって完結する商品売買活動を一連のものとし、店舗間の相互依存関係を認識するという観点」(原田、2005、p.48)から、京都・江戸・大坂の各本店での売上総利益計算は行われず、『大録』において3店をまとめて一つの利益責任単位として売上総利益を計上しているのである。

ところで、「惣商徳高」の記載の後に比率が算出されている。5ヶ月半とあるのは、下期の会計期間が7月15日から12月31日までの5ヶ月半だからである。5ヶ月半の比率が1割2歩33(12.33%)であり、それを5.5で除して1ヶ月分にすると2歩24(2.24%)となるのである。この比率であるが、「惣商徳高」を当期純利益を除いた期末総資本(期末負債と期首資本)で除した数値ではないかと思われる。「惣商徳高」801貫641匁8分9厘を6,467貫186匁2分5厘(=10,000両×59匁+5,877貫186匁2分5厘)で除すと0.12395となり、極めて近い数値が出るのである。なお、この期の数値は「惣商徳高」を当期純利益を除いた期末総資本で除したものと一致しないが、半分程度の期ではこの計算で一致する。一致しない期であっても小数点下3桁までは一致しているので、この比率は投下資本利益率を表そうとしているのではないかと思われる。

「右之内出シ切」の部分には費用項目が記載されている。最初に大元方への功納が記載されており、そこには江戸向店の功納も記載されている。江戸向店は大元方から直接に資金提

供を受け、それに対する功納を納めてはいるものの、それらは本店一卷の決算に組み込まれていることが『大録』の内容からわかる。

ところで、原田(2005)によれば、京都本店の決算帳簿である『勘定目録』には「主たる営業活動に関する計算を行うべき区分がない」(p.50)と述べ、「『右之出シ切』に記載された諸項目は、江戸本店と大坂本店の当期純損失額と『札引為登』を除き、ほとんど全てが京本店の『目録』の『金銀払方』に記載された経費に相当する諸項目である」(p.48)という。つまり、本来であれば、京都本店の『勘定目録』に計上されるべき費用が『大録』に計上されているのである。これは、京都・江戸・大坂の各本店の売上総利益が各店で計算されず、『大録』において一括して計上されていることと関係があるように思われる。3 本店の売上総利益が『大録』で計上されるのであれば、それに伴う費用も『大録』で計上されるというわけである。

なお、「江戸本店利損指引きメ損」と「大坂本店目録利損差引メ損」は江戸本店と大坂本店の当期純損失であるが、両本店固有の収益項目から両本店で発生した費用を差し引いた額である。すなわち、ここでの収益には京都本店で仕入れた商品の販売による収益は含まれていない。原田(2005)によれば、「江戸本店も大坂本店もともに店舗規模が大きいいため、個別の店舗経費を商品売買以外の個別の利得等で賄うには負担が重く、每期営業損失が出ざるを得ない状況」(p.61)なのである。そうであれば、「江戸本店利損指引きメ損」と「大坂本店目録利損差引メ損」は、江戸本店と大坂本店の当期純損失というよりは、江戸本店と大坂本店の費用総額のうち各店の固有の収益を除いた費用額といえることができるだろう。

このように「右之内出シ切」で計上されている費用は、功納のように本店一卷としての費用に加え、京都・江戸・大坂の3本店で発生した費用であるといえよう。損益計算部分では、いったんこれらの経常費用を合計し、「メ」として660両と150貫369匁6分9厘を出している。そして、「惣商徳高」すなわち収益801貫641匁8分9厘から経常費用合計660両(銀に換算すると38貫940匁)と150貫369匁6分9厘を差し引いて、「残テ」612貫332匁2分を算出している。「残テ」が本店一卷の経常利益となる。そして、経常利益である「残テ」から本店と向店の臨時納を差し引いて「戌ノ七月ヨリ極月迄功納臨時納之外余慶銀也」558貫907匁2分を計算しており、これが当期純利益となる。なお、ここで計算された当期純利益は、財産計算部分で計算された当期純利益「戌七月ヨリ極月迄功納并臨時納之外余慶銀也」と一致しており、複式決算が行われていることがわかる。

ところで、経常利益計算後の「残テ」の後に比率が算出されている。5ヶ月半分で9歩42(9.42%)、これを5.5で除した1ヶ月分が1歩712(1.712%)である。この比率は経常利益を当期純利益を除く期末総資本(期末負債と期首資本)で除した数値ではないかと思われる。経常利益612貫332匁2分を当期純利益を除く期末総資本6,467貫186匁2分5厘で除すと0.09468となり、極めて近い数値が出るのである。なお、「惣商徳高」のところで算出されている比率と同様に、この比率も半分程度の期ではこの計算で一致し、一致しない期であって

も小数点下3桁までは一致している。したがって、ここでも投下資本利益率を算出しようとしているのではないかと思われる。

3.2.3 作成者・提出先・監査人・「立会相改」

『大録』の末尾には、享保16(1731)年3月付で作成者、提出先(宛名)、および監査人が記載されている。損益計算部分に続き、「右之通相違無御座候以上」という記載があり、作成者が記載されている。作成者は東川万右衛門、山下甚蔵、井上太郎兵衛、中川清右衛門の4名である。これらのうち東川万右衛門と山下甚蔵が享保20(1735)年時点で京都本店元方掛名代であった(三井文庫、1980、pp.261-262)ことから、本店一卷の『大録』は京都本店の重役の責任のもとで作成・提出されたものと考えられる。提出先(宛名)は八郎右衛門(三井高房)と八郎兵衛(三井高方)である。三井高房は当時の三井家頭領である親分、三井高方も当時の三井家の有力者であり、『大録』は経営に携わる三井家の有力者宛に提出された。これに続き、「右之通相改相違無御座候以上」があり、中西宗助、岡本伝右衛門、橋井利兵衛の名前が記載されている。これが監査人である。3人は享保7(1722)年時点で本店元方であった(三井文庫、1980、p.256)ことから、本店の奉公人トップによって監査が行われていたものと考えられる。最後に享保17(1732)年2月付で「右勘定之表立会相改候以上」とあり、八郎右衛門(三井高房)、八郎兵衛(三井高方)、源兵衛、瀬兵衛の名前が記載されている。「立会相改」とは、提出先の三井家有力者と奉公人トップとで帳簿を監査し、これによって責任解除がなされることだという(西川、1993、p.155)。瀬兵衛とは当時の京都両替店元方の寺井瀬兵衛のことであり、提出先の宛名人である三井家有力者と京都両替店の元方によって「立会相改」が行われ、責任解除がなされていた。

このように本店一卷の『大録』は、京都本店の重役の責任のもとで作成され、それは本店の奉公人トップによって監査を受けた。この監査済の『大録』が三井家の有力者に提出され、三井家有力者と京都両替店の奉公人トップのもとで「立会相改」が行われ、責任解除がなされたのである。

4 両替店一卷の決算帳簿

4.1 両替店一卷の決算帳簿の概要

両替店一卷の決算帳簿は『目録寄』『勘定大録』などとも呼ばれるが、元文期以降は『大録』の名称で統一されている。両替店一卷の『大録』は、享保7(1722)年上期から明治4(1871)年上期までのものが、ほぼ現存している。『大録』の写しである『目録寄歩廻控』は、享保4(1719)年上期から明治4(1871)年上期まで一部の期間を除けば現存しており、『大録』と『目録寄歩廻控』を合わせれば、本店一卷の『大録』と同時期を網羅できる。

両替店一卷の『大録』も年に2回、7月14日と12月31日を決算日として作成され、本店一卷の『大録』や大元方の『大元方勘定目録』の決算日と同じである。両替店一卷の『大録』

も財産計算部分と損益計算部分の両面で当期純利益に相当する「余慶銀」が計算されているが、その内容は本店一卷の『大録』とは異なり、形式もシンプルである。末尾において作成者、提出先（宛名）、および監査人が記載され、これに対する「立会相改」が行われているところは、本店一卷の『大録』と同様である。

次節では、本店一卷同様に享保 15（1730）年下期の両替店の決算帳簿である『享保十五戌年盆後目録寄』（三井文庫所蔵史料、続 5892）を対象に、その内容を検討していく。

4.2 両替店一卷の決算帳簿の内容

4.2.1 財産計算部分と損益計算部分

享保 15（1730）年下期の両替店一卷の決算帳簿である『目録寄』は、本店一卷の決算帳簿と比べるとシンプルであり、その内容を整理したのが表 3 である。

表 3 両替店一卷『目録寄』（享保 15 年下期）

当季有銀ニ立		2,546 貫 645 匁 8 分 1 厘 4 毛
内 元建	2,000 貫	
申酉式ケ年戌盆前延銀	325 貫 262 匁 2 分 8 厘 2 毛	
十分一割渡ス渡シ残	<u>80 貫 468 匁 6 分 2 厘 2 毛</u>	
元建ニ成ル		<u>2,405 貫 730 匁 9 分 0 厘 4 毛</u>
残 延銀		<u>140 貫 914 匁 9 分 1 厘</u>
歩平均 月 1 歩 065		
年 1 割 2 歩 78		
内 京店延銀	90 貫 811 匁 6 分 8 厘 4 毛	
江戸店延銀	7 貫 337 匁 0 分 2 厘 1 毛	
大坂店延銀	<u>42 貫 766 匁 2 分 0 厘 5 毛</u>	
		<u>140 貫 914 匁 9 分 1 厘</u>
内 当季大元方功納	100 貫	
功納之外持銀	<u>40 貫 914 匁 9 分 1 厘</u>	

（出所）『享保十五戌年盆後目録寄』（三井文庫所蔵史料、続 5892）から作成。

前半の財産計算部分では冒頭に「当季有銀ニ立」2,546 貫 645 匁 8 分 1 厘 4 毛が記載され、これが両替店一卷の期末資産となる。そこから「元建ニ成ル」2,405 貫 730 匁 9 分 0 厘 4 毛を差し引いて、当期純利益である「延銀」140 貫 914 匁 9 分 1 厘が計算される。「元建ニ成ル」の内訳は、「元建」、「申酉式ケ年戌盆前延銀」、および「十分一割渡ス渡シ残」の 3 項目である。「元建」は、大元方から出資された両替店一卷の資本金である。「申酉式ケ年戌盆前延銀」

は、享保 13 (1728) 年上期から享保 15 (1730) 年上期までの 5 期分の功納控除後の「持銀」、すなわち留保利益である。「十分一割渡ス渡シ残」は、利益処分項目として利益の 10 分の 1 が奉公人への褒美銀の支給に充てられるのであるが、その渡し残りである。「十分一割渡ス渡シ残」は、今日でいうところの預り金に相当し、会計上は負債項目として扱われるのだが、「元建ニ成ル」の内訳に含まれていることから、当時は自己資本項目と考えられていたのかもしれない。このように財産計算部分では、期末資産から期末負債（「十分一割渡ス渡シ残」と期首資本（「元建」と「申酉式ケ年戌盆前延銀」）を差し引いて当期純利益である「延銀」が計算されている。

「延銀」の後に「歩平均」として比率が計算されている。これは当期純利益をそれを除く期末総資本（期末負債と期首資本）で除した数値であり、投下資本利益率を意味している。すなわち、「延銀」140 貫 914 匁 9 分 1 厘を 5.5 で除して 1 ヶ月当たりの「延銀」25 貫 620 匁 8 分 9 厘を算出し、それを期首総資本の 2,405 貫 730 匁 9 歩 0 厘 4 毛で除すと、1 ヶ月当たりの比率 1 歩 065 (1.065%) が算出される。そして、1 歩 065 に 12 を乗じると 1 割 2 歩 78 (12.78%) が算出され、1 年当たりの数値が出るのである。

投下資本利益率の計算に続いて、損益計算部分となるが、損益計算といってもそれ自体は各営業店で行われており、『目録寄』では損益計算によって算出された各営業店の当期純利益だけが計上されている。享保 15 (1730) 年下期の『目録寄』では、京都両替店、江戸両替店、および大坂両替店の 3 店の当期純利益が計上され、その合計が両替店一卷の当期純利益として「メ」で 140 貫 914 匁 9 分 1 厘が計算されている。これは財産計算部分で計算された「延銀」と同額であり、財産計算と損益計算の両面から当期純利益が計算されていることがわかる。『目録寄』では、当期純利益から「当季大元方功納」100 貫が差し引かれ、功納額控除後の「延銀」である「功納之外持銀」40 貫 914 匁 9 分 1 厘が計算される。

4.2.2 付箋

『目録寄』では付箋が付けられて、そこで比率の修正計算がなされている。付箋の部分を整理したのが表4である。

表4 両替店一卷の『目録寄』：付箋（享保15年下期）

未年迄功納之外持銀	739貫200匁
内 屋敷方町方塞り物引	<u>168貫200匁</u>
残而 元建之内へ込	570貫
臨時功納預り 延銀之内へ込	14貫800匁
京江戸大坂残テ法退銀 延銀之内へ込	35貫052匁
歩平均 月1歩1656	
年1割3歩9872	

(出所)『享保十五戊辰盆後目録寄』(三井文庫所蔵史料、続5892)から作成。

付箋では「未年迄功納之外持銀」から「屋敷方町方塞り物」(貸倒額)を差し引いた570貫を、「元建之内へ込」として「元建」への加算高としている。そして、「臨時功納預り」14貫800匁と「京江戸大坂残テ法退銀」35貫052匁を、「延銀之内へ込」として「延銀」への加算高としている。当期純利益を除く期末総資本(期末負債と期首資本)2,405貫730匁9歩0厘4毛に570貫を加え、「延銀」140貫914匁9分1厘に14貫800匁と35貫052匁を加えて、それぞれ修正後の当期純利益を除く期末総資本と「延銀」を算出し、その数値で先述と同様の方法で比率を計算すると、1ヶ月当たりの比率が1歩1656(1.1656%)、1年当たりの比率が1割3歩9872(13.9872%)となるのである。

4.2.3 作成者・提出先・監査人・「立会相改」

『目録寄』の末尾には、享保15(1730)年12月付で作成者、提出先(宛名)、および監査人が記載されている。「右之通ニ御座候以上」という一文に続き、作成者として京都両替店元方掛名代の浅尾源助が記載されている。提出先(宛名)は八郎右衛門(三井高房)と八郎兵衛(三井高方)である。これに続き「前書之通相違無御座候上」という一文があり、監査人として京都両替店大元メの松野治郎兵衛と京都両替店元メの寺井瀬兵衛が記載されている。そして、享保17(1732)年2月付で「右勘定之表立会相改候以上」とあり、八郎右衛門(三井高房)、八郎兵衛(三井高方)、(中西)宗助、(中川)清右衛門の名前が記載され、この4名で「立会相改」が行われ、責任解除がなされている。このように両替店一卷の『目録寄』においても、京都両替店の重役の責任のもとで作成され、それは京都両替店の奉公人トップによって監査を受けて、三井家の有力者に提出された。その後、三井家の有力者と本店の奉公人トップによって「立会相改」が行われ、責任解除がなされていたのである。

5 本店一卷と両替店一卷の決算帳簿の相違点

本店一卷と両替店一卷の決算帳簿の第1の相違点は、いずれも財産計算と損益計算の両面から当期純利益を計算しているという共通点はあるものの、その計算方法は両者で異なる点である。財産計算では両者ともに、期末資産から期末負債と期首資本を差し引いて当期純利益を計算している点で共通している。その意味で両者の財産計算部分は、総額主義による表示ではないにせよ、今日の貸借対照表に相当する内容と見てよいだろう。一方、損益計算では、本店一卷の決算帳簿では収益から費用を差し引いて当期純利益を計算しているのに対し、両替店一卷の決算帳簿では各営業店の当期純利益が計上され、その合計額で両替店一卷の当期純利益が計算されている。

この理由は、両一卷の決算帳簿を構成する各営業店の決算帳簿の内容にある。両替店一卷では傘下の営業店がそれぞれ独立の会計単位となり、それぞれの決算帳簿である『勘定目録』で資産持分計算、損益計算、および利益処分計算を行っていた（西川、1984、p.54）。そのため損益計算そのものは各営業店の決算帳簿で行われ、両替店一卷の決算帳簿には各営業店の当期純利益を計上すればよかったのである。

一方、本店一卷の決算帳簿を構成する各営業店の『勘定目録』は、全取引の内容を要約して数個の勘定にまとめた形になっており、貸借対照表と損益計算書に相当するものから構成されているわけではなかった（西川、1986、p.117）。そのため損益計算に関しては、江戸一丁目店、京都上之店、および江戸向店の3店では商品売買損益計算と営業損益計算の両方が行われ、本店一卷の決算帳簿である『大録』に当期純利益が計上されていたが、京都・江戸・大坂の3本店ではそうではなかった。3本店の商品売買損益計算は『大録』作成の際に行われ、3本店を一括して売上総利益が計上された。さらに京都本店では営業損益計算が京本店の『勘定目録』では行われず、『大録』で行われていた。江戸本店と大坂本店にしても、それぞれの『勘定目録』で営業損益計算が行われていたものの、その多くは「江戸本店利損指引き損」や「大坂本店目録利損差引損」という項目で実質的に『大録』に損益計算の場を移していた。このように3本店の損益計算が実質的に『大録』で行われていたことによって、本店一卷の当期純利益は、収益から費用を差し引いて計算しなければならなかったのである。

本店一卷と両替店一卷の決算帳簿の第2の相違点は、当期純利益の計算要素が異なることである。すなわち、本店一卷の決算帳簿では当期純利益の計算に功納が含まれているのに対し、両替店一卷の決算帳簿ではそれが含まれていないのである。本店一卷の『大録』では、功納は経常費用、臨時納は非経常費用として、いずれも当期純利益の計算要素に含まれていた。一方で、両替店一卷の『目録寄』では当期純利益の計算後に功納を差し引いて「功納の外持銀」を計算している。つまり、『目録寄』では当期純利益の計算要素に功納が含まれていないのである。そのため当期純利益に該当する用語は、『大録』では「余慶銀」、『目録寄』では「延銀」と使い分けられている。

当期純利益の計算要素に功納が含まれているか否かの相違点に関しても、『大録』と『目録

寄』の損益計算のあり方に関係があると思われる。『大録』での損益計算部分の費用の部（「右之内出シ切」）は、実質的に本店一卷としての費用、京都本店・江戸本店・大坂本店としての費用が混在している状態であったため、本店一卷としての費用である功納を当期純利益の計算要素から除外する理由がなかったのだと思われる。一方、『目録寄』では、各営業店の当期純利益が計上されるだけで、他に計上する費用もなかったことから功納を当期純利益の計算要素から除外したのではないかと思われる。

本店一卷と両替店一卷の決算帳簿の第3の相違点は、いずれにおいても投下資本利益率に関する比率が算出されているものの、分子に使用されている利益が異なっていることである。三井家の営業店は、大元方から経営資金として元建が支給され、これが営業店から見れば資本金となるわけである。元建で不足する場合は、大元方から借り入れることができたが、上限が決められており、また外部からの借り入れは禁じられていたため、営業店の判断で資本を増やすことはできなかった。営業店は限られた資本で営業活動を行っていたため、投下資本利益率の算定は営業活動の効率性を評価するのに有用であった。いずれの比率においても、分母の投下資本には当期純利益を除く期末総資本（期末負債と期首資本）が利用されているが、分子の利益は本店一卷と両替店一卷では異なる。

両替店一卷の『目録寄』では、投下資本利益率の利益には「延銀」である当期純利益が使用された。両替店一卷の当期純利益は、功納を含んで計算されていないため、これは功納控除前利益となる。営業店からみた場合、功納は管理不能固定費となる。そのため両替店一卷としての収益力を評価するには、功納控除後の「功納之外持銀」ではなく、功納控除前の「延銀」が適切であると考えられる。

本店一卷の『大録』では、2つの投下資本利益率と考えられる数値が算定されている。一つは分子を「惣商徳高」とした投下資本利益率、もう一つは分子を経常利益とした投下資本利益率である。「惣商徳高」の多くは京都・江戸・大坂の3本店の売上総利益である。本店一卷の事業は呉服業といっても今日という小売業であったため、売上総利益は大きな意味を持っていたからではないかと思われる。とりわけ三井家は、諸国商人売や店前売といった当時における新商法によって薄利多売方式で販売活動を行っていた（中田、1959、pp.83-85）ため、できるだけ商品の回転を高めることで売上総利益を増やし、営業費用を賄えるようにすることが必要であった。そのため投下資本利益率の一つに「惣商徳高」が用いられたのだと思われる。もう一つの投下資本利益率は経常利益を使用したものであるが、これは本店一卷の損益計算の関係上、やむを得ず使用したものと思われる。なぜならば、本店一卷としての収益力を評価するには、両替店一卷のように功納控除前利益を使用するのが望ましい。しかしながら、前述のように『大録』の費用の部（「右之内出シ切」）は、実質的に本店一卷と京都・江戸・大坂の3本店の費用が混在しており、功納控除前利益を計算できていない。そのため計算要素に功納が含まれているものの、次善の策として経常利益が用いられたのだと思われる。

6 おわりに

本店一巻と両替店一巻の決算帳簿は、写しを含めれば享保4(1719)年上期から明治4(1871)年までのものが現存する。享保4(1719)年に両替店一巻が成立したことを考えると、これらの決算帳簿は両替店一巻の成立に伴って作成されるようになったと考えられる。本店一巻と両替店一巻の決算帳簿には、当期純利益(本店一巻では「余慶銀」、両替店一巻では「延銀」)が財産計算と損益計算の両面から計算されていること、決算帳簿は両一巻内で監査済の状態です井家有力者に提出され、三井家有力者と奉公人トップ(本店一巻の決算帳簿の場合は両替店の奉公人トップ、両替店一巻の決算帳簿の場合は本店の奉公人トップ)によって「立会相改」が行われて責任解除がなされていること、決算帳簿の最終的なボトムラインとしての数値は処分可能利益(本店一巻では「余慶銀」、両替店一巻では「持銀」)であること、といった共通点がある。

その一方で相違点もある。相違点としては、当期純利益の計算方法が異なること、当期純利益の計算要素が異なること、投下資本利益率に用いられる利益が異なることがあげられる。これらの相違点は、本店一巻と両替店一巻の決算帳簿における損益計算の違いに起因するものであり、それは両一巻の決算帳簿に含まれる営業店の『勘定目録』における決算方法の違いに起因するのである。両替店一巻の決算帳簿に含まれる営業店は、それぞれが独立採算の利益責任単位となっていた(西川、1993、p.174)が、本店一巻の決算帳簿に含まれる営業店はそうではなかった。江戸本店と大坂本店の『勘定目録』は、京都本店から独立した利益計算を行うことが可能な会計構造にはなっておらず、利益責任単位とはなっていなかった。そして、京都本店は京都本店で自らの損益計算を本店一巻の決算帳簿で代行していた(原田、2005、pp.44-45)ことから、自店の『勘定目録』で利益計算を行っていなかったのである。

さらに各営業店の『勘定目録』における決算方法の違いは、両一巻の事業の違いに起因するものと思われる。両替店一巻の京都・江戸・大坂の3両替店は両替業を営んでいたが、各両替店は他の両替店と連携を取りながらも、独自に営業活動を行っていた。それに対して本店一巻の京都・江戸・大坂の3本店は呉服業を営んでいたが、京都本店で仕入れた商品を江戸本店と大坂本店で販売して初めて営業活動が成立するようになっていた。そのため各本店で『勘定目録』を作成していても、それぞれで決算が成立するようにはなっていなかったのである。

本店一巻と両替店一巻の決算帳簿は、三井家の営業店がグループ化されたのに伴い、呉服業と両替業のそれぞれの事業を把握するために作成されたと考えられる。しかしながら、ここでの決算方法は本店一巻と両替店一巻のそれぞれの事業形態に合わせたものであり、それが両一巻の決算帳簿の違いとして反映されているといえよう。

注

- 1) 京都間之町店は、その後、担保流れとして京都両替店の手に入ったという事情から、享保 20 (1735) 年から両替店一卷に組み入れられる (中井、1966、p.90)。
- 2) 伊勢綿店だけが本店一卷への吸収を免れた理由として、中井 (1966) は「松阪は三井家の本貫であり、京都・大坂・江戸に居住した一族もその戸籍はここにあり、かつ町年寄を世襲していた関係」(p.90) があったことを示唆している。
- 3) 京都不立売店は、宝永 2 (1705) 年に設立された両替店であるが、享保初年に名代役の小林忠助に譲渡された (三井文庫、1973、p.767)。
- 4) 元建高はこれまで大元方が京都糸店に支給していたのと同額である。大元方の決算帳簿である『大元方勘定目録』では、これまで京都糸店に対する出資額として 100 貫が「店々元建かし」として資産計上されてきたが、これ以降は計上されなくなる。西川 (1984) による寛政 5 (1793) 年の京都糸店の『勘定目録』の研究によれば、京都糸店の元建高は、京都両替店からの投資額であるという (p.42)。
- 5) 「買帳諸通帳延内貸過上貸」は、買次商人や出入職人への前貸金残高である (賀川、1985、p.275)。
- 6) 江戸一丁目店、京都上之店、江戸向店に関しては、各店の『勘定目録』において商品売買損益計算ならびに営業損益計算が行われており、「惣商徳高」に計上されている利益は当期純利益に相当するものである。一方、京都本店、江戸本店、および大坂本店では、後述するが、各店の『勘定目録』において商品売買損益計算は行われておらず、「惣商徳高」に計上されている利益は売上総利益に相当するものである。

参考文献

- [1] 飯野幸江 (2016) 「享保期における三井両替店一卷の会計帳簿」『嘉悦大学研究論集』第 59 巻第 1 号、pp.21-43
- [2] 賀川隆行 (1985) 『近世三井経営史の研究』吉川弘文館
- [3] 武居奈緒子 (2014) 『大規模呉服商の流通革新と進化—三井越後屋における商品仕入体制の変遷—』千倉書房
- [4] 中井信彦 (1966) 「三井家の経営—使用人制度とその運営—」『社会経済史学』第 31 巻第 6 号、pp.88-101
- [5] 中田易直 (1959) 『三井高利』吉川弘文館
- [6] 西川登 (1984) 「三井両替店一卷の会計組織」『経営史学』第 19 巻第 3 号、pp.28-57
- [7] 西川登 (1986) 「文政期の三井越後屋呉服店の本支店会計報告制度」『産業経理』第 46 巻第 3 号、pp.109-118
- [8] 西川登 (1993) 『三井家勘定管見—江戸時代の三井家における内部報告会計制度および会計処理技法の研究—』白桃書房
- [9] 日本経営史研究所 (1983) 『三井両替店』株式会社三井銀行『三井両替店』編纂委員会
- [10] 原田奈々子 (2003) 「享保期における越後屋呉服店一卷の財務状態」『杏林社会科学研究』第 19 巻第 4 号、pp.68-89
- [11] 原田奈々子 (2004) 「元文期—寛延期における越後屋呉服店一卷の財務状態—」『杏林社会科学研究』第 20 巻第 3 号、pp.59-79
- [12] 原田奈々子 (2005) 「越後屋呉服店一卷の合併決算書類に関する考察—寛保 3 年下期『大録』と京本店、江戸本店、および大坂本店『目録』の分析—」『杏林社会科学研究』第 21 巻第 2 号、pp.44-84
- [13] 三井文庫 (1973) 『三井事業史 資料篇一』三井文庫
- [14] 三井文庫 (1980) 『三井事業史 本篇第一巻』三井文庫
- [15] 安岡重明 (1998) 『財閥形成史の研究 [増補版]』ミネルヴァ書房

使用史料

- [1] 『享保十五年戊七月ヨリ極月迄大元方勘定目録』(三井文庫所蔵史料、続 2889)
- [2] 『享保十五庚戌歳七月ヨリ極月迄大録』(三井文庫所蔵史料、続 3157-1)
- [3] 『享保十五戌年盆後目録寄』(三井文庫所蔵史料、続 5892)

(平成 29 年 5 月 8 日受付、平成 29 年 7 月 6 日再受付)